

【EU】大災害時の市民保護のための仕組み—EU 市民保護メカニズム

海外立法情報調査室・矢部 明宏

* 欧州連合 (EU) は、東日本大震災発生後、日本政府の支援要請に応じて、速やかに市民保護メカニズムを発動し、支援物資の提供、市民保護チームの派遣を行った。同メカニズムは、域内だけでなく、域外の大規模災害・テロ等の際にも発動される。その仕組み、中心的組織、発動方法、今後の強化に向けた動きを中心に紹介する。

東日本大震災時の EU の対応

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災発生後、日本政府からの支援要請に応じて、同月 15 日、バローゾ欧州委員長は、市民保護メカニズム (以下「メカニズム」) を発動し、日本に対する支援を行うことを発表した。メカニズム参加国のうち 18 か国が物資及び資金援助を申し出、同月 25 日、第 1 次の支援物資が日本国内の目的地に到着し、支援物資の提供は、計 7 次に及んだ。また、同月 18 日から輸送などの専門家で構成された市民保護チームが日本に派遣され、EU からの支援物資の受取りと日本国内での調整を行い、4 月 9 日に任務を終え帰還した。

メカニズムの概要

メカニズムは、域内・域外で起こる自然災害、テロ、原子力災害等の重大な事態及びその事態が切迫している状態における市民保護のため、参加国間の協力を促進することを目的とし、2001 年 10 月の理事会決定により設置された。メカニズムには、現在、EU 加盟 27 か国すべてと域外 4 か国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、クロアチア) 計 31 か国が参加している。

メカニズムを規律する主な EU 法として、「市民保護メカニズムを設立する 2007 年 11 月 8 日の理事会決定 (改定) 2007/779/EC, Euratom」(注 1) 及び「市民保護メカニズムの予算措置を定める 2007 年 3 月 5 日の理事会決定 2007/162/EC, Euratom」(注 2) がある。前者の決定によれば、メカニズムの任務には、参加国が提供する支援内容の確認、支援チームの教育訓練、セミナー等の開催、調査・調整チームの派遣、監視情報センター (MIC) の運営、共通緊急事態連絡情報システム (CECIS) の運用、参加国が提供する支援内容に関する共通情報の提供等が含まれる。

MIC は、メカニズムの中心的な組織である。MIC は、欧州委員会の人道援助室 (ECHO) が 24 時間体制で運用し、参加国が提供可能な支援手段に関する情報、早期警戒情報、災害及び支援の状況に関する情報を提供している。

メカニズムを通じて提供される支援は、EU の補完性の原則 (注 3) から、重大な事態が発生した域内又は域外の国からの要請に基づいてのみ行われ、被災国は、窓口である MIC を通じて支援の要請を行う。域内の国から支援要請があった場合は、MIC

は即時に参加国のメカニズム担当当局に通知し、各国担当当局は、提供可能な支援手段を MIC に連絡する。一方、域外の国から支援要請があった場合は、域内の国からの要請があった場合と異なる次の方法がとられる。欧州委員会は、行動をとるかどうかについて理事会の議長国と協議する。議長国が欧州連合条約第 5 編に定める EU の対外行動・共通外交安全保障政策の分野に属する問題であると判断した場合は、議長国が EU の以後の行動を主導する。そのような問題ではないと判断された場合は、MIC が通常の支援活動を行う。

これまで、同メカニズムが発動された主な例として、アルジェリア（2003 年）、モロッコ（2004 年）及びパキスタン（2005 年）の各地震、南アジアの津波（2004～2005 年）、ポルトガルの森林火災（2003～2005 年）、アメリカのハリケーン（2005 年）などがある。

対応能力の強化に向けて

世界的に大災害が増加している中で、EU の結束した対応をより効果的に行い、即時の支援物資の提供を保障するようなシステムが必要になっている。このため、欧州委員会は、2010 年 10 月 26 日、「より強力な災害対応を目指して：市民保護と人道援助」（COM(2010)600 final）と題する政策文書を欧州議会と理事会に送った。この中で、欧州委員会は、欧州緊急事態センターの設置を提案している。これは、ECHO と MIC を統合して、情報の収集、警戒警報の発信、EU の災害対応の調整能力を強化することを目的とする。欧州委員会は、この政策文書の主要な内容に関する法規の提案を 2011 年中に行う予定である。

注（インターネット情報はすべて 2011 年 6 月 21 日現在である。）

(1) “Council Decision of 8 November 2007 establishing a Community Civil Protection Mechanism (recast) 2007/779/EC,Euratom,”

<<http://eur-lex.europa.eu/Notice.do?val=460475:cs&lang=en&list=460475:cs,451438:cs,&pos=1&page=1&nbl=2&pgs=10&hwords=&checktexte=checkbox&visu=#texte>>

(2) “Council Decision of 5 March 2007 establishing a Civil Protection Financial Instrument 2007/162/EC,Euratom,”

<http://eur-lex.europa.eu/Result.do?T1=V4&T2=2007&T3=162&RechType=RECH_naturel&Submit=Search>

(3) 規模、効率などの点から加盟国が十分に対処できない問題についてのみ EU が取り組むこと。佐藤幸男監修『拡大 EU 辞典』小学館, 2006, p.252.

参考文献

・ “The Community mechanism for civil protection,” EU ウェブサイト.

<http://ec.europa.eu/echo/civil_protection/civil/prote/mechanism.htm>

・ “Commission proposes to improve European disaster response,” *Press Release Rapid*, IP/10/1381.

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/1381&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=ja>>